入札説明書

本案件は、電子入札対象案件であるから、入札に関する手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行うこと。

なお､やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は､紙入札参加承認願を提出し、島根県警察本部長の承認を得た後、書面で手続きを行うこと。

1　入札に付する事項

⑴　件名

更新時講習等に使用する教本の購入(単価契約)

⑵　物品の品名、規格及び数量

仕様書による。

⑶　契約期間

契約締結日から令和８年３月 31 日までとする。

⑷　納入場所

別表「納入場所一覧表」のとおり

2　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑵　地方自治法施行令第 167 条の４第２号各号のいずれかに該当するため知事が一定の機関を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑷　物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和 45 年島根県告示第４号)第４条の規定により入札参加資格の認定を受け､入札参加資格者名簿の営業種目大分類「６図書・教材類」小分類「(1)書籍」に登録されている者であること。

⑸　島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

⑹　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

⑺　本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3　入札参加資格の確認申請

⑴　この入札に参加を希望する者は、令和７年５月７日（水）正午までに、入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システムにより提出すること。

なお、提出資料の電子ファイルの容量が 10 メガバイトを超えるときは、島根県警察本部長の承認を得た後持参し、又は簡易書留により郵送すること。

⑵　書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア　提出場所

〒690-8510　島根県松江市殿町８番地１
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110　内線 2242　FAX 0852-28-7111

イ　提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

⑶　提出された申請書に関して説明及び補正を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、指定する日時までに遅滞なく申請書の補正を行うこと。

入札参加資格の確認は申請書の提出をもって行い、その結果は、電子調達システムの入札参加資格確認通知書により申請者へ通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、別途書面により通知する。

⑷　期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4　入札参加資格確認申請等に必要な書類

⑴　入札参加資格確認申請書

⑵　法務局に登記する役員（個人にあっては、当該個人及び当該個人と生計を一にする配偶者）又は契約等の権限を委任された支店若しくは営業所を代表する者の氏名、性別、生年月日、住所を記載した名簿

⑶　入札保証金の免除を受けるための書類（島根県会計規則第 61 条の２各号により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

⑷　入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒（電子調達システムが利用できない場合）

定形封筒（長形３号程度）に 110 円切手を貼付し、宛先を記入すること。

5　入札の方法等

⑴　入札書

ア　電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ　書面による入札

所定の入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は委任状を提出すること。

⑵　入札金額

ア　入札金額は、教本１冊当たりの金額を記載すること。

イ　落札の決定に当たっては、教本１冊当たりの金額（単価契約）を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ　入札者は、調達にかかる一切の諸費用を含めて入札金額を見積もること。

ウ　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

⑶　電子調達システムによる入札の期間

令和７年５月 14 日午前９時から令和７年５月 15 日午後４時までとする。ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第９号）第１条に規定する休日を除いた日の午前９時から午後５時までとする。

⑷　書面による入札の日時及び場所等

ア　日時

令和７年５月 15 日午後４時

イ　場所

島根県警察本部　２階　警務部会計課

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年５月 16 日午前 11 時

イ　場所

島根県警察本部　５階　第三小会議室

⑹　落札者の決定方法

ア　島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ　落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ　落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし書面により入札

書を提出した者については、開札場所において行う。

⑺　再度入札

ア　開札の結果、落札者がない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行う。

イ　再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

ウ　再度入札は２回まで行う。

エ　１回目の再度入札は、次のとおり行う。

㈠　電子調達システムによる入札の期間

ａ　電子調達システムによる入札の期間

令和７年５月 16 日午前 11 時 30 分から 11 時 50 分の間に、電子調達システムの再度入札通知書で通知する時間とする。

ｂ　書面による入札の日時及び場所

令和７年５月 16 日午前 11 時 50 分に、⑷イの場所に持参すること。

ｃ　開札の日時及び場所

令和７年５月 16 日午前 12 時 00 分に、⑸イの場所で行う。

㈡　２回目の再度入札

ａ　電子調達システムによる入札の期間

令和７年５月 16 日午後１時 00 分から１時 20 分の間に、電子調達システムの再度入札通知書で通知する時間とする。

ｂ　書面による入札の日時及び場所

令和７年５月 16 日午後１時 20 分に、⑷イの場所に持参すること。

ｃ　開札の日時及び場所

令和７年５月 16 日午後１時 30 分に、⑸イの場所で行う。

オ　再度入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

なお、随意契約の協議以降の手続きは、電子調達システムによらず、書面により行う。

⑻　入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の３第１項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

⑼　郵便入札

郵便による入札は認めない。

⑽　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、又は島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場

合も当該入札者の入札を無効とする。

ア　入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ　入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ　入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

⑾　入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、次により手続きを行うこと。

ア　電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ　書面による入札の場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

⑿　調査協力

島根県が、この契約に係る件の会計処理の適性を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から５年間は同様とする。

⒀　不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められる時は、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

⒁　注意事項

納入に至るまでの全ての責任は、落札者の負担とする。

６　入札保証金

⑴　島根県会計規則第 61 条第１項の規定により、契約予定相当額（見積もる契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税等の額を加えた額）の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 61 条の２各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は免除する。

⑵　入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第２項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

⑶　入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

ア　納付場所

島根県松江市殿町８番地１

島根県警察本部警務部会計課

イ　納付時期

令和７年５月 14 日午前９時から午前 11 時まで
⑷　入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第３項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に(3)アの場所において還付するものとする。
なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
⑸　入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第４項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

7　契約保証金

⑴　島根県会計規則第 69 条第１項の規定により、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した契約予定金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は免除する。
⑵　契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第２項の規定を準用する。
⑶　契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。
ア　納付場所
島根県松江市殿町８番地１
島根県警察本部警務部会計課
イ　納付時期
落札の日から 14 日以内
⑷　契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

8　契　約

⑴　契約書作成の要否
要する。
⑵　契約条項
契約書(案)のとおり。
⑶　前金払
なし
⑷　契約書の作成
ア　落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の３第１項の規定により 14 日以内に契約を締結するものとする。
イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書２通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
ウ　前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。
エ　地方自治法第 234 条第５項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方と

ともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑸ 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9 質 疑

⑴ 本入札案件について質疑事項がある場合は、電子調達システム又は質疑票により提出すること。

⑵ 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は次のとおり。

ア 提出期限

令和７年４月 24 日午後４時まで

イ 提出場所（書面による場合）

３の⑵アに同じ

ウ 提出方法（書面による場合）

郵送又はファクシミリにより提出すること。

⑶ 提出のあった質疑については、電子調達システムにより回答する。（この案件の入札公告及び入札説明書等をダウンロードされた入札情報サービスの入札予定情報に追加して掲載する。）

なお、やむを得ない事由により、電子調達システムで閲覧できない入札者については、書面により回答するので、上記⑵イまで連絡すること。

10 紙入札参加承認願

⑴ 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出すること。

⑵ 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出期限

令和７年４月 24 日正午まで

イ 提出場所

３の⑵のアと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

⑶ 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

11 入札説明書添付書類

⑴ 入札参加資格確認申請書

⑵ 役員名簿

⑶ 入札品目内訳書

⑷ 入札書

⑸ 委任状

⑹　質疑票
⑺　入札保証金の免除に関する誓約書
⑻　契約保証金の免除に関する誓約書
⑼　紙入札参加承認願
⑽　単価契約書（案）

※　⑷、⑸、⑼ は紙入札の場合に使用すること。

12　その他

⑴　ＩＣカード

電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第４条第１項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたＩＣカードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトを参照のこと。

電子調達システムポータルサイトの URL

https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/

⑵　この入札に関する問い合わせ先

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110　内線 2242　　ファクシミリ：0852-28-7111

⑶　電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。